

# 指定管理者への「施設予約システム」提供仕様書

## 1. 「施設予約システム」の概要

別紙のとおり

## 2. 「施設予約システム」利用の諸条件

### (1) 機器等の準備

奈良県で用意するもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・「施設予約システム」の利用権</li><li>・「奈良県施設予約システム操作マニュアル」一式</li><li>・端末接続用として県施設の予約受付窓口までの専用回線</li><li>・端末用パソコン、レーザープリンタ</li><li>・ウイルス対策ソフト</li></ul>
受託者で用意いただくもの (必須)	<ul style="list-style-type: none"><li>・インターネットメールアカウント</li></ul> <p>(既存のメールアドレスがあれば利用いただいても結構ですが、利用いただけないアドレスもあります。その場合は、大和路情報ハイウェイのプロバイダのメールアドレスを利用いただくこととなります。(有料))</p>

### (2) 経費の負担

奈良県で負担するもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・「施設予約システム」の利用権にかかる経費</li><li>・端末接続用として県施設の予約受付窓口までの専用回線 (NTT「ワイドLANプラス」) の加入料、設置工事費、通信経費</li><li>・端末用パソコン、レーザープリンタリース (保守込) にかかる経費</li><li>・ウイルス対策ソフト、メールソフトの購入およびパターンファイル更新経費</li></ul>
受託者で負担いただくもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・パソコン、プリンタ修理費のうち保守契約対象外の経費</li><li>・印刷用紙、トナー等の消耗品経費</li><li>・インターネットメールアカウント取得、維持経費</li></ul>

### (3) 奈良県の免責事項

- ①本システムを利用したことにより発生した損害、及び第三者に与えた損害
- ②県 (協議会) が本システムの改修、運用停止、中断等を行ったために生じた損害 (予告無くシステムを停止した場合も含む)
- ③通信回線上の障害等により発生した損害、及び第三者に与えた損害

### (4) その他の留意事項

- ①インターネットをお使いにならない県民の方のために、「施設予約システム」以外の方法による予約受付も行ってください。
- ②県から提供 (貸与) するパソコンは、「施設予約システム」専用端末として、専用回線に接続しますので、「施設予約システム」の利用、インターネットメールの送受信を行うことができますが、ホームページの閲覧等はできません。
- ③県から提供 (貸与) するパソコンは、盗難および破損等のないように、部屋へ施錠等を行うとともに、施設予約の担当者以外の者がパソコン操作を行うことのないよう、施設予約の担当者が席を離れる際は、パソコンをログオフ状態にするなど厳重な管理を行ってください。
- ④「施設予約システム」とリンクするための施設利用案内ホームページ (所在地、ファシ

リティ概要、料金、申込方法、問い合わせ先など) を開設するとともに、常に、最新の  
情報となるようメンテナンスを行ってください。

- ⑤施設窓口において、利用者登録事務（本人確認のうえ I D ・利用者登録証等を発行、受け付けた利用者情報をシステムに入力、登録実績の定期報告）を行っていただきます。
- ⑥「施設予約システム」は、奈良県と県内市町村で共同運営となりますので、共同運営組織（奈良県電子自治体推進協議会）の決定に基づき、予告なくシステムに改良を加えることがありますので、予めご了承ください。
- ⑦システムの定期工事等により、システムが停止した場合は、紙台帳による業務をお願いすることとなりますので、予めご了承ください。
- ⑧端末用パソコンのウイルス対策ソフト、メールソフトは、常に最新パターンファイルで更新してください。
- ⑨業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失及び棄損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることとしてください。